

(原産地認定の基準)

8の2—3 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地の意義については、令第26条及び規則第8条に規定されているが、これらの規定における用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) これらの規定の適用に当たっては、物品の加工又は製造等を使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具の原産地は、考慮に入れないものとする。
- (2) 規則第8条第6号及び第7号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、次の要件のすべてに該当する船舶をいうものとする。
 - イ 特恵受益国に登録されていること。
 - ロ 特恵受益国の国旗を掲げて航行していること。
 - ハ 特恵受益国、その国民又は当該特恵受益国に本店又は主たる事務所を有する法人が50%以上の持分を有すること。ただし、法人の場合にあつては、当該法人の代表者、役員会の長及びその構成員の過半数が当該特恵受益国の国民であり、かつ、合名会社、合資会社又は有限会社にあつては、その資本の額又は出資の総額の2分の1以上が当該特恵受益国又は当該特恵受益国の公法人若しくは国民により所有されていること。
 - ニ 船長及び高級船員が、すべて当該特恵受益国の国民で構成されていること。
 - ホ 船員の75%以上が当該特恵受益国の国民で構成されていること。